

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	3-4
処分の種類	損失補償額の原因者への負担命令			
根拠法令条例等・条項	地すべり等防止法第21条第5項			
処分の概要	県知事からの許可の取り消し、現状回復命令等による損失補償をする場合の原因者への負担命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	-			